

## 第174回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

### 1 開催日時

令和8年4月30日（木）

午後1時30分から午後4時まで

### 2 開催場所

千葉県森林会館5階第1会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

橘隆一 委員（部会長）、鎌田直人 委員、鈴木竜也 委員、高橋輝昌 委員

#### 【職員】

宮川森林課長、木村林地対策室長 他

### 4 議題

#### （1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

### 5 議事の概要

上記の議案1に係る第1号から第6号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：浸透池を全部で6箇所設置する計画とされているが、全ての雨水等を事業区域内で処理するという認識でよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：4号浸透池について、前回の計画で設置されるはずの池ができておらず、仮設の池が2箇所設置されているが、池の容量は足りているのか。

事務局：現在開発されている区域を現地で測量したところ、池の必要容量が2,618m<sup>3</sup>に対し、仮設の池の容量が3,021m<sup>3</sup>確保されていることを確認した。

委員：了解した。

本来であれば、今回の変更許可申請前に設置されるはずの池が設置されていないわけだが、その点については問題ないのか。

事務局：砂利採取事業の性質上、山を掘削して用地を確保するまでは、池を設置することができないため、このような形をとっている。

委員：山を掘削するまで池を設置できないのは、計画の段階で分かっていることではないのか。

前回の計画で設置されるはずの池が設置されていない状況でありながら、今回、新たに変更許可申請がされていると思うが、規則上、問題ないのか。

事務局：ご指摘の状況については、掘削が進むまで用地が確保できないという砂利採取事業の性質上、県としては、仮設の池が設置されていれば問題ないということで扱っている。

本来であれば、恒久的な池が望ましいが、砂利採取事業については「一時転用」であり、最終的には森林に戻す場所であるため、このような運用としている。

委員：了解した。

当該開発については10回目の変更ということだが、これまでの計画で緑化することになっている箇所は、実際に緑化されているのか。航空写真を見たところ、ほとんどが裸地であり、緑化されていないように見えるが。

事務局：プラント周辺部の法面については、既に緑化されていることを確認している。

委員：何回目の申請で許可した場所なのか。

事務局：何回目の申請なのかは把握しておらず、今すぐにお答えはできないが、計画初期の頃だと思われる。

こちらの現場については、採取した砂利を洗浄し、製品化するところまで行っており、製品置場として使用している場所が多数あるため、完全に緑化することが難しいところである。

委員：<sup>ひらち</sup>平地の部分については理解できるが、法面についてはどうか。

事務局：こちら（図示）の法面については既に緑化されており、こちら（図示）についても、今回の変更に伴い、法面の形状を変えた後に緑化する計画とされている。

委員：提出された計画どおりにきちんと緑化されていないように思うが、変更許可申請の対象にはならないという理解でよいか。

事務局：緑化できる箇所から速やかに緑化するよう指導しているところである。緑化されていないことを理由に、変更許可申請を「不可」とはしていない。

委員：掘削された箇所の雨水等については、全て事業区域内の浸透池に集水させるということだが、赤道を伝って事業区域外に流れ出るということはないのか。

事務局：事業区域外の方が低くなっている箇所については、土堰堤を設置させ、雨水等が区域外に流出しないような構造となっている。

委員：表土置場がいくつかあるが、全体の掘削量と比べると面積が足りないような気がするが、問題ないのか。

事務局：植栽面積に対し、表層 60 cm分の土量を確保できる面積であることを確認している。

#### ○第2号案件 [【変更】土石等の採掘、工場・事業場の設置、畑地等の造成 (残土埋立、駐車場及び農地造成) について]

委員：今回の変更にあたり、現場に持ち込まれる残土の量は、変更ないという認識でよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：既に持ち込まれた残土を移動するということか。

事務局：当初許可では池の掘削土量も見込んだ上で盤を上げる計画だったが、土量計算の精査が甘く、計画土量を入れただけで全て埋まってしまったという状況である。土の行き場がなくなってしまったため、今回、事業区域の南側を拡大した上で、こちらに土を持ってくる計画とされている。

委員：今回の変更で拡大された箇所については、現状、盤が低いという理解でよいか。

事務局：そのとおりである。こちら（図示）に谷津が入っており、谷津沿いに埋め立てる形となる。

委員：植生が生い茂っている部分を伐採し、そこに盛土するという認識でよいか。

事務局： そのとおりである。

委員： 今回、新たに設置する調節池の浚渫は、どれくらいの頻度で行うのか。また、池に流れ込む土量については、どれくらいの量を想定しているのか。

事務局： 池には斜路を設けており、年2回浚渫を行う計画とされている。池への流入土量については、造成面積が0.9haのため、400m<sup>3</sup>/ha/年で想定している。

### ○第3号案件[【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員： 断面図のB-B'断面において、左右ともに1:1.2と書かれているが、左側の勾配が1:1.0に見える。

事務局： 基本的には、法面に対し垂直となるように断面をとるが、B-B'断面の左側の法面については、法面に対し斜めに断面をとっているため、勾配が緩く見えるのだと思われる。実際の計画としては1:1.2の勾配とされている。

委員： 雨水等の処理については、第1号案件と同様、区域外には流さずに、全て区域内で浸透させるという認識でよいか。

また、既に工事がされていると思うが、開発される前の雨水等の流れはどのようになっているのか。事業区域の南側の箇所については、開発される前では、区域外に雨水等が流出するように見える。

事務局： 雨水等の処理については、事業区域内の浸透池に全て集水させる計画とされている。

事業区域の南側の箇所は盤が低くなっている上、もとは森林であった場所であるため、雨水等が道路に流出することはないかと思われる。

委員： 深掘りした後に埋戻すということだが、表土で埋戻すのか。

事務局： 現場から出た製品化できない不要な土で埋戻し、植栽する箇所については、表土を用いる計画とされている。

委員： 深掘りした後に埋戻すということは、池も埋戻すことになるのか。そうであれば、雨水等が区域外に流出するおそれがあるのではないか。

事務局： 現地を確認したところ、事業区域よりも道路側の方が、盤が高くなっているため、雨水等が区域外に流出することはないかと思われる。

委員： 開発に当たり、雨水等を区域内に集水し、浸透させるということだが、きちんと処理できるのか。開発される前の水の流れがわからないため、疑問に思った。

事務局： 等高線を確認したところ、図面右下の部分が一番低くなっているため、開発される前はこちらの部分（図示）に水が流れていたと思われる。

委員： 工事が完了した後も、雨水等を区域外に流出させることなく、区域内で全て処理するという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。最終的には森林に戻る場所であるため、浸透に関しても問題ないと思われる。

委員： 以前にも似たような指摘があったが、土壌自体が持っている透水性がどれくらいなのかという視点は大事だと思う。

森林を造成するに当たり、森林土壌がしっかり発達するには時間がかかるため、今後申請される案件も含めて、より注視していただければと思う。

事務局： 承知した。

委員： 平面図において、点線で示されている部分は赤道という認識でよいか。それとも水が流れる部分なのか。

事務局： 今は払下げられているが、元は赤道だった部分となる。

現地を確認したところ、赤道だった部分が谷津地形となっていたため、元の水の流れは、図で示されている点線のような形になるかと思われる。

委員： そうすると、元の水の流れは図面右下側に流れるという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。開発される前は、図面左側から右下側に向かって水が流れていき、最終的には、位置図の右側にある河川に流れていたのだと思われる。

#### ○第4号案件【【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員： 今回の変更に当たり、他事業地の浸透池を利用する形になるかと思うが、確認等は必要ないのか。

事務局： 「協調掘削」ということで、申請に伴い両社で契約を結んでおり、池を共同することについては確認をとりあっている。また、現地調査の際にも両社に立会っている。

委員： 様式2において、浸透池⑦の必要容量が23,308m<sup>3</sup>に対し、設計容量が50,400m<sup>3</sup>と書かれているが、大きく数字が異なるのはなぜか。

事務局： 林地開発許可基準上では、必要容量以上の設計容量があれば問題ないということで審査しており、事業者が安全側に考え、池の容量を大きめに確保するというところで、このような形となっている。

委員： 浸透池⑦については、現状、どのような状況なのか。

事務局： 区域拡大に伴い設置される池であるため、現状、池はない。ただ、池を設置する用地については、きちんと確保されていることを確認しており、池を確保しながら

ら掘削を進めていく形となる。

委員：今回、新たに拡大される箇所には長大法面ができるため、池の設計容量を大きめに確保するのはよいと思う。

確認だが、当初許可の昭和56年から現在に至るまで11回変更許可しているが、その間、何か問題等は起きなかったのか。

事務局：今のところ、こちらの現場では、区域外に流出する等の事例は確認していない。

#### ○第5号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：先ほどの第4号案件でも意見が出たが、浸透池全体の必要容量が80,677m<sup>3</sup>に対し、設計容量が206,102m<sup>3</sup>と、かなり余裕があるように思うが、砂利採取事業の性質からみて、実際に好ましいのか疑問に思う。

事務局：基本的には、必要容量を満たせるよう、設置できる箇所に池を作りつつ、砂利採取しながら、雨水等が区域外に流出しないようにしていただいているところである。

必要容量と設計容量で数字に大きな乖離があるが、事業者が安全側に考えて、このような形となっている。

委員：砂利採取を終えた箇所については、順次緑化するように指導されていることかと思うが、現状、どこの部分が緑化されているのか。

事務局：図面上側については、既に採取を終えた場所となり、こちら（図示）の法面・平場については、緑化・植栽を終えた箇所となる。

委員：緑化した箇所の活着率はどれくらいか。

事務局：植栽したものが残留している箇所もあれば、上手く成長せずに減ってしまっている箇所もあるのが現状である。

当該事業者は県内において複数箇所で砂利採取をしており、緑化・植栽については、きちんと維持管理されている状況である。また、緑化・植栽された範囲についても、完了検査の際に確認しているところである。

委員：こちらの事業地についても、先ほど説明があった第4号案件と同様、現在に至るまで11回変更許可しているが、特段、問題等は起きなかったという理解でよいか。

事務局：そのとおりである。

#### ○第6号案件【変更】土石等の採掘及び太陽光発電設備の設置

〔残土埋立及び太陽光発電所設置のための用地造成〕について〕

委員： 押え盛土工が必要になった理由は何か。

事務局： 当初許可で調節池を設置する際に、湧水により法面が一部崩壊してしまい、モルタルにより法面保護工を行ったが、一度崩れてしまっている場所であり、法面の土質も当初の地山と同じであることから、今回の変更に至っている。

委員： 写真⑨が崩落した部分か。

事務局： そのとおりである。

委員： モルタルにより法面保護工を行ったところ、上手くいかなかったという理解でよいか。

事務局： 事業者から、より安全側にしたいと意向があり、押え盛土工に変更しているところである。

委員： モルタルを剥がした後に押え盛土工を行うということか。

事務局： モルタルは剥がさずに、モルタルの上から行う。

委員： 湧水があったということだが、現状、水は止まっているのか。排水施設等に影響がないという理解でよいか。

事務局： 崩壊してしまった箇所については、碎石詰めをした上でモルタルにより法面保護しており、現状、湧水の影響は見受けられていない。

今回、モルタルの上に袋詰め玉石工を行うことで、より安全性を考慮している。

委員： 湧水がある箇所についても、モルタルを塗った方がよいのか。

事務局： 調節池の部分であるため、雨水が溜まることを前提に法面保護工を行う必要があり、土による押え盛土ではなく、透水性が高い袋詰め玉石工を採用している。

委員： 斜面からではなく、法面の下から湧水があるという理解でよいか。集水区域を大きく背負っている山であれば、パイプ流が心配である。

事務局： 当該事業地は基本的に台地地形となっており、集水区域を大きく背負っている山はない。

施行中の雨のタイミングによって、一部法面が引張られてしまったことが、崩落の発生原因と考えている。